本定例会第4日目の6月11日に、「三鷹市基本構想」三鷹市議会では、10人の委員から成る「三鷹市基本構想審査特別委員会」を設置し、慎重に審議を進めています。

現在までのところ、7月9日、10日と2回にわたって特別委員会での審査が行われています。

ここでは、「三鷹市基本構想」（議案）の概要等をお知らせします。

三鷹市基本構想

「人間のあすへのまち」を求めて
～平和、人権、自治を基調として～

【三鷹市基本構想（前文）】

三鷹市基本構想は、新たな世紀における、三鷹の更なる飛躍と発展のための指針として策定されるものです。私たちは、長年にわたってこのまちをはぐくんできた全ての人びとの情熱と努力をいしずえとして、新しい三鷹の創造をめざします。

私たちは、日本国憲法に基づき、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした自治の推進を基調として、「人間のあすへのまち」の実現をめざします。これは、将来にわたって世界の人びとと共有すべき普遍的な理念であり、私たちが新たな世紀に掲げる基本的な目標です。私たちは、三鷹から世界に広がる地球的な視野をもって環境に配慮し、人と自然が共生できる循環型社会の実現をめざします。そして、様々な人びとと共に生き、共に責任を担いながら、協働で三鷹のまちをはぐくみつづけます。

いつまでも残したい水辺空間　……野川　御狩野橋付近

【構想の概要】

第1　目的

新たな世紀における三鷹市の基本目標とその実現のための総合的かつ計画的な施策の方向を定める。

第2　目標年次

おおむね2015年（平成27年）とする。

第3　計画人口

おおむね17万5千人とする。

第4　基本理念

平和の希求、人権の尊重、自治の実現とする。

第5　基本目標

「人間のあすへのまち」と定め、「高環境・高福祉のまちづくり」により実現する。

1　高環境　緑と水の公園都市の創造

2　高福祉　いきいきとした豊かな地域社会の形成

第6　自治体経営の基本的な考え方

協働とコミュニティの展開を基礎において自治の推進に関する基本的な制度等を整備し、効率的で開かれた「21世紀型自治体」を実現する。自治体経営の視点から、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的展開を図り、変化に柔軟かつ機動的に対応できる推進体制を整備する。また、トップマネージメントと執行体制の確立、議会のチェック機能の発揮と協力、市民、NPO、事業者等との協働を基本としながら、重点課題の設定や行政評価の実施により、効率的な行政を推進する。

1　行政の役割転換

2　協働のまちづくりの推進

3　成果重視の行政経営システムの確立

4　柔軟で機動的な推進体制の整備

5　透明で公正な行政の確立

第7　都市空間整備の基本的な考え方

都市構造やコミュニティ住区を基礎とし、地域の特性を考慮した個性的で魅力的な都市空間の整備を図る。また、都市計画道路等の整備による格子状の都市構造の形成にあわせて、防災やまちづくりの基礎単位となるブロックを設定する。さらに、人口が適正な規模となるよう努め、災害に強い都市の形成を基本に、良好な環境と都市の利便性が調和し、景観に配慮した高品質の都市空間を創造する。

1　都市構造を基礎とした整備

2　コミュニティ住区を基礎とした整備

第8　「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策

基本目標である「人間のあすへのまち」は、「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策によって推進される。

1　世界に開かれた平和・人権のまちをつくる
①国際化の推進　②平和・人権施策の推進　③男女平等社会の実現

2　魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる
①情報環境の整備　②都市型農業の育成　③都市型産業の育成　④商業環境の整備　⑤消費生活の向上　⑥再開発の推進

3　安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる
①安全で快適な道路の整備　②緑と水の快適空間の創造　③住環境の改善　④災害に強いまちづくりの推進　⑤都市交通環境の整備

4　人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる
①環境保全の推進　②資源循環型ごみ処理の推進　③水循環の促進

5　希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる
①地域福祉の推進　②高齢者福祉の充実　③障害者福祉の充実　④生活支援の充実　⑤健康づくりの推進

6　いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる
①子どもの人権の尊重　②子育て支援の充実　③魅力ある教育の推進　④開かれた学校環境の整備

7　創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる
①生涯学習の推進　②市民スポーツ活動の推進　③芸術・文化のまちづくりの推進

8　ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる
①コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進　②「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

※前文は、原文のままとし、概要は、議案から抜粋したものを掲載しています。

誰もが安心して子育てのできるまちに
……子ども家庭支援センター「すくすくひろば」

請願

精神保健福祉の施策を一層充実させてほしい

【請願】三鷹市における精神保健福祉の充実を求めることについて＝三鷹市精神障害者地域支援連絡会（みたか共同作業所運営委員長一瀬清さん、三鷹ひまわり共同作業所運営委員長三瓶和義さん、巣立ち会代表栗田一秋さん、リビングハウスマム運営委員長小泉隆司さん、グループホームかみれん世話人吉川五月さん、グループホーム陽だまり荘運営委員長遊佐安一郎さん）が13年6月4日提出（厚生委員会で審査）

〔請願趣旨〕

日頃、三鷹市におかれましては障害者福祉、とりわけ精神に障害のある方々が一人でも多くこの街でごく普通の市民生活が送れますよう、ご尽力いただき誠に感謝いたします。

おかげさまで、この12年の間で、精神障害者共同作業所が9カ所となり、200名を超える利用者の働く場、生きがいの場としてなくてはならない社会資源となっております。また、グループホームも3カ所、18名の方々のより豊かな生活を支え続けています。精神に障害のある方々も、たった一度の人生をやっと入院生活から地域生活へと自分なりの生きがいを求めて、暮らし始めているところです。

さて、三鷹市と市民とのパートナーシップのもと、「みたか市民プラン21会議」より市長へ基本構想への提言が手渡され、市はそれを受けて、基本構想素案を発表しました。また現在、三鷹市は目標年次をおおむね2010年とした第3次三鷹市基本計画第一次素案を発表しました。

精神保健福祉分野におかれましても地域生活支援センターの設置検討等も含まれ大いに計画の推進に期待するものです。

しかしながら、地域で暮らしていく拠点であるグループホーム等の生活の場がまだまだ足りません。高齢者の方々が安心して居心地よく暮らせるシニアグループホーム、若い人たちが生活訓練できるグループホーム、いろいろな形態の生活の場が切に求められています。共同作業所においても人数がいっぱいで、通所を希望される方々に待っていただいている状況です。

私たちも、三鷹市が21世紀型自治体経営を求められる中、協働して、精神障害者の方々の人権が保障される「高環境・高福祉のまちづくり」を実行していきます。

ここでは、そのための基礎的な条件としての下記項目を請願いたします。

〔請願項目〕

1　三鷹市において検討されています新基本計画の中で精神保健福祉のより一層の施策の充実を図ってください。

2　三鷹市の現在の作業所への補助金額を今後も継続して維持してください。

3　自前で運営しているグループホームに早急に助成をしてください。

4　2を貴議会の決議として、国、都及び関係方面にも働きかけてください。

――本件は、委員長報告どおり本会議において賛成多数で採択された。

不採択になった請願

【請願】建設労働者の賃金と労働条件の改善を求めることについて＝東京土建一般労働組合三鷹支部執行委員長橋本昇さんが12年11月24日提出（建設委員会で審査）

【請願】公契約条例制定について＝首都圏建設産業ユニオン多摩東支部・同調布支部代表首都圏建設産業ユニオン多摩東支部支部執行委員長鈴木良二さんが12年12月1日提出（建設委員会で審査）

【請願】保育予算の現状維持を求めることについて＝下連雀1―17―18武知幸子さんほか929人が13年2月28日提出（厚生委員会で審査）

意見書

第2回定例会に意見書2件が提案され、いずれも否決された。件名は次のとおり。

・緊急地域雇用特別事業の改善・継続を求める意見書
・老人福祉手当の段階的廃止を中止し、制度の充実を求める意見書

議会の傍聴においでください

議会の傍聴は、三鷹市政を知る良い機会です。

平成13年第3回定例会は、9月に開かれる予定です。

通常、定例会の第1、2日目の本会議で市政に関する一般質問が行われます。

市議会の傍聴方法等のお問い合わせや、議会だより第231号に関するご意見等は、市議会事務局までお願いします。

三鷹市議会事務局　電話・FAX44―0249